

強い農業・担い手づくり総合支援交付金 実施要綱の制定について

30生産第2218号
平成31年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 令和2年4月1日 元生産第2132号

改正 令和2年6月19日 2生産第537号

改正 令和3年1月28日 2生産第1791号

最終改正 令和3年4月1日 2生産第2291号

強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、この度、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導を御願います。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、実質化された人・農地プランを踏まえた地域農業の担い手の育成・確保を図ることや、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を発揮して課題解決に取り組む生産事業の形成、農業者が営農活動の外部委託などで経営の継続や効率化を図ることができるよう、次世代型の農業支援サービス事業の定着を促進することが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設（以下「施設等」という。）の整備、先駆的な生産事業に係るモデル的な取組を支援することとする。

第2 目 的

強い農業・担い手づくり総合支援交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県向け交付金）
 - （1）産地競争力の強化
 - （2）食品流通の合理化
- 2 先進的農業経営確立支援タイプ（都道府県向け交付金）
融資主体補助型
- 3 地域担い手育成支援タイプ（都道府県向け交付金）
 - （1）融資主体補助型
 - （2）被災農業者支援型
 - （3）条件不利地域型
- 4 生産事業モデル支援タイプ（国直接採択事業）
- 5 農業支援サービス事業支援タイプ（国直接採択事業）

第3 対策の実施等

1 対策で実施する事業内容

本対策で実施する事業内容は、第2の支援タイプに対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣに掲げるとおりとする。

このほか、別表1に定める事業等は、別記1、2、3及び4に定める基準を満たしていな

ければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長又は農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別記1、2、3及び4に定めるところによるものとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 産地基幹施設等支援タイプ

(ア) 産地競争力の強化を目的とする取組

事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

- a 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から8年後、茶の優良品種系統等への改植については、事業実施年度から7年後とする。
- b 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)まで及び1の(2)のカについては、事業実施年度から6年以内とする。
- c 別表1のIのメニューの欄の1のうち農畜産物輸出に向けた体制整備及びスマート農業実践施設の整備の取組については、事業実施年度から5年以内とする。
- d 別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオについては、事業実施年度から3年以内とする。
- e 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、事業実施年度から5年以内とする。
- f 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(オ)のうち土づくりの取組（被災農地の地力回復）については、事業実施年度から3年後とする。

(イ) 食品流通の合理化を目的とする取組

事業完了年度（卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。）から3年以内（ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内）とする。

イ 先進的農業経営確立支援タイプ

融資主体補助型

事業実施年度の翌々年度とする。

ウ 地域担い手育成支援タイプ

(ア) 融資主体補助型

事業実施年度の翌々年度とする。

(イ) 被災農業者支援型

事業実施年度とする。

ただし、農業用機械等を整備する場合に設定する農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

(ウ) 条件不利地域型

事業実施年度の翌々年度とする。

エ 生産事業モデル支援タイプ

協働事業計画に係る取組期間が終了する年度の翌々年度とする。

オ 農業支援サービス事業支援タイプ

事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

別表1のⅠ、Ⅲ及びⅣの事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、生産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のⅠ及びⅠのⅡの1について、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表1のⅠ又は別表1のⅡの1の交付金総額の20%を上限とするものとする。

別表1のⅠの事業を実施する場合の交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとし、別表1のⅡの1の事業を実施する場合の交付率は、10分の3以内とする。

第4 対策の実施等の手続

○都道府県向け交付金

1 事業実施主体は、別記1及び2に定める項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画又は支援計画（以下「事業実施計画等」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画等及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式2号により地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下都道府県向け交付金の項において同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、2の提出を行う際に、あわせて、事業実施計画等の内容等についても、別紙様式1号及び2号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(1) 都道府県計画に地域提案が含まれる場合

(2) 特認団体（別表1のⅠの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。）として事業実施予定の団体が含まれる場合

(3) 都道府県が事業実施主体である場合

(4) 別表1のⅠの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たないものの、第3の4に定める費用対効果分析を実施し、都道府県府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める産地基幹施設の設置を内容とする事業実施計画等が含まれる場合

4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が調っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものとする。

(1) 産地基幹施設等支援タイプ

ア 成果目標の変更

イ 地域提案の事業内容の変更

ウ 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

(2) 先進的農業経営確立支援タイプ

ア 融資主体補助型

(ア) 成果目標の変更

(イ) 地域提案の事業内容の変更

(ウ) 都道府県が実施する事業内容の変更

(3) 地域担い手育成支援タイプ

ア 融資主体補助型

(ア) 成果目標の変更

(イ) 地域提案の事業内容の変更

(ウ) 都道府県が実施する事業内容の変更

イ 被災農業者支援型

事業の中止

ウ 条件不利地域型

成果目標の変更

6 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

○国直接採択事業

1 事業実施計画

(1) 生産事業モデル支援タイプ

事業を実施しようとする拠点事業者又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下国直接採択事業の項において同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の

承認を得たものとみなす。

(2) 農業支援サービス事業支援タイプ

事業実施主体は、別紙様式1号の3に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

- 3 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

- 4 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、以下に掲げる場合にあつては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業実施主体の変更

- 5 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第5 対策の実施期間

事業実施期間は、別表1のメニューの欄の取組内容ごとに以下に定めるところによるものとする。

1 産地基幹施設等支援タイプ

(1) 産地競争力の強化を目的とする取組

ア 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)から(オ)まで及び(2)のエ及びカに係る取組については、3年以内とすることができる。

イ 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全の取組のうち小規模公害防除については、5年以内とすることができる。

ウ 交付金の要望額が10億円を超える取組については、2年とすることができる。

エ アからウまでに掲げるもの以外の取組については、1年とする。

(2) 食品流通の合理化を目的とする取組

食品流通拠点施設整備にあつては、施設の改良、造成又は取得(別表1のIの2において「整備」という。)が完了する年度までの期間とする。

- 2 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ

1年とする。

- 3 生産事業モデル支援タイプ

1年とする。

- 4 農業支援サービス事業支援タイプ

1年とする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別記又は別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

○都道府県向け交付金

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別記1及び2に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。
なお、2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- 4 1及び3の報告に当たっての留意事項は、別記1及び2に定めるところによるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、3に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

○国直接採択事業

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、別紙様式4号の2又は3により、毎年度、当該年度における事業実施報告書により地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、1及び2に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第8 対策の評価

○都道府県向け交付金

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記1及び2に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。
なお、次に掲げる事業については、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。

(1) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合及びエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)までについては、事業実施年度から4年度目

(2) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から5年度目

2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

3 都道府県知事は、2に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとし、2に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

4 地方農政局長等は、3による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を生産局長等に報告するものとする。

5 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の5の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

6 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

7 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

○国直接採択事業

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第4号の2又は3に定める評価報告書を作成し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、生産局長が別に定めるところにより改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を生産局長に報告するものとする。

3 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の5の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

4 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

○都道府県向け交付金

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 対策の適正な執行の確保

(1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

○国直接採択事業

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第10 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱（以下「廃止対象要綱」と総称する。）は廃止する。

(1) 強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）

(2) 経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）

3 附則2による廃止前の廃止対象要綱（他の要綱で準用される場合を含む。）に基づき、平成30年度までに実施した事業又は平成31年度（西暦2019年度）以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記2の別表7の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記2の別表7の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記2の別表7の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の運用について（令和3年3月3日付け2経営第3034号農林水産省経営局長通知）に基づき実施される事業については、別記2の別表7の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

別表 1 の I 産地基幹施設等支援タイプ（第 3 関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 産地競争力の強化 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用 </p> <p>上記の取組について、以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 自給飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備</p>	<p>1 メニューの欄の 1 の (1) の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、別記 1 に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設に限るものとする。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業者の組織する団体 (別記 1 に定めるものをいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)</p> <p>(5) 土地改良区</p> <p>(6) 消費者団体及び市場関係者（別記 1 に定めるものをいう。以下同じ。) ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(8) 食品事業者 以下のアからウまでの場合に限るものとする。</p> <p>ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p> <p>イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要有機物処理・利用施設を整備する場合</p> <p>ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合</p> <p>(9) 民間事業者（別記 1 に定めるものに限る。)</p> <p>(10) 中間事業者（別記 1 に定めるものに限る。)</p>	<p>1 メニューの欄の 1 の (1) の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、5 名以上であること</p> <p>(2) 別記 1 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 別記 1 に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記 1 に定める場合を除く。）。ただし、総事業費が 5 千万円以上のものに限る。</p> <p>(5) 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。</p> <p>(6) 別記 1 に定める女性の参画促進に資する産地基幹施設の整備にあっては、上記 (3) 及び (5) の要件を適用しない。</p>	<p>1 交付金の交付率は定額（事業費の 1 / 2 以内（ただし、別記 1 に定める場合にあつては、別記 1 に定める率又は額以内））とする。</p>

	<p>国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。</p> <p>(11) 流通業者（別記1に定めるものに限る。） 果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p> <p>(12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。</p> <p>(13) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）</p> <p>(14) コンソーシアム（別記1に定めるものに限る。）</p>		
<p>(2) 産地合理化の促進 以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 イ 集出荷貯蔵施設等再編利用 ウ 農産物処理加工施設等再編利用 エ 食肉等流通体制再編整備 オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 カ 乳業再編等整備 （ア）効率的乳業施設整備 （イ）集送乳合理化推進整備 （ウ）需給調整拠点施設整備</p>	<p>2 メニューの欄の1の(2)（カの(イ)を除く。）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県（メニューの欄のアからエまでの事業に限る。） (2) 市町村（メニューの欄のアからオまでの事業に限る。） (3) 農業者の組織する団体 (4) 公社 (5) 土地改良区（メニューの欄のアの事業に限る。） (6) 食品事業者（メニューの欄のオの事業に限る。） (7) 特認団体（メニューの欄のアからエまでの事業に限る。） (8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（メニューの欄のエの事業に限る。） (9) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (10) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大</p>	<p>2 メニューの欄の1の(2)のアからエまでの事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者が、5名以上であること。 (2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 産地基幹施設を設置する場合には、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	<p>2 交付金の交付率は定額（メニューの欄の1の(2)のアからエの事業は事業費の1/2以内、メニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業は事業費の1/3以内（ただし、別記1に定める場合にあつては、別記1に定める率以内））とする。</p>

	<p>臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。）（メニューの欄の（ア）及び（ウ）の事業に限る。）</p> <p>(11) 乳業再編等協議会（別記1に定めるものに限る。）（メニューの欄の（ア）の事業に限る。）</p> <p>(12) コンソーシアム（別記1に定める場合に限る。）</p> <p>メニューの欄の1の（2）の（イ）の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条第1項に規定する指定事業者とする。</p>	<p>メニューの欄の1の（2）のオ及びカの事業の採択要件は、別記1に定める要件を満たしていることとする。</p>	
<p>2 食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進</p> <p>〔品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場再編促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備〕</p> <p>上記の取組について、以下に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>(1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1) から (14) までの施設内容に準ずる施設 (16) 共同集出荷施設</p>	<p>3 事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体</p> <p>(2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者</p> <p>(3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者</p> <p>(4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者</p> <p>(5) 事業協同組合又は協同組合連合会</p> <p>(6) (5) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人</p> <p>(7) 市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者</p> <p>(8) 特認団体</p> <p>(9) 地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p> <p>(10) 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>(11) 流通業者（別記1に定めるものに限る。）</p>	<p>3 採択条件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 別記1に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 事業実施主体が事業実施主体の欄の3の（3）の場合を除き、当該施設の整備による全ての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p>	<p>3 交付金の交付率は定額（事業費の4/10以内（ただし、別記1に定める場合にあつては、別記1に定める率以内））とする。</p>

別表 1 の II 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ（第 3 関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>[先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ共通]</p> <p>1 融資主体補助型</p> <p>(1) 融資主体型補助事業</p> <p>先進的農業経営確立支援計画又は地域担い手育成支援計画（今後の地域農業を担う中心経営体等の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「支援計画」という。）に基づき、実質化された人・農地プラン（「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「進め方通知」という。） 2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。なお、令和 3 年度に限り、進め方通知 5（1）に基づき公表された工程表（工程表に定められた取りまとめ期限を経過しているにもかかわらず、人・農地プランの取りまとめが行われていない等、公表された工程表に基づく人・農地プランの実質化の取組が適切に行われていない場合を除く。）を実質化された人・農地プランとみなす。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資及び地方公共団体等による助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。</p> <p>なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。</p> <p>ア 農産物の生産その他農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕</p> <p>イ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 追加的信用供与補助事業</p> <p>支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、（1）の事業が実施されている場合に、プロジェク</p>	<p>事業実施主体は次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>ただし、2 以上の市町村の区域内において農業経営を営む中心経営体等を助成対象者とする場合とする。</p> <p>(2) 市町村</p>	<p>メニューの欄の 1 の（1）の事業の採択要件は、別記 2 の II に定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。</p> <p>メニューの欄の 1 の（2）の事業の採択要件は、別記 2 の II に定める事業内容の基準を満たすこととする。</p>	<p>3 / 10 以内</p> <p>定額</p>

<p>ト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。</p>			
<p>[地域担い手育成支援タイプ] 2 被災農業者支援型 (1) 融資等活用型補助事業 過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生しており、特に緊急に対応する必要があると農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が認める場合に、農産物の生産に必要な施設等について、被災農業者経営支援計画（気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金（以下「プロジェクト融資等」という。）を活用して以下のアからエに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。 また、事業の要件その他の事業内容は、別記2のⅢに定めるとおりとし、このほか、経営局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施できるものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 ア 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得 イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入 ウ アと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備 エ 気象災害等による農業被害前の農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得 オ 気象災害等により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の補強 (2) 追加的信用供与補助事業</p>	<p>市町村</p>	<p>メニューの欄の2の(1)の事業の採択要件は、別記2のⅢに定める事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。</p>	<p>3/10以内</p>

<p>被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。</p>		<p>メニューの欄の2の(2)の事業の採択要件は、別記2のⅢに定める事業内容の基準を満たすこととする。</p>	<p>定額</p>
<p>[地域担い手育成支援タイプ]</p> <p>3 条件不利地域型 条件不利地域型補助事業 条件不利支援計画（経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。）に基づき、以下の(1)及び(2)の取組に対して助成を行うものとする。</p> <p>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p> <p>(1) 農業用機械等の導入 ア 農業用機械等の取得 イ 乾燥調製に必要な乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機、建物等の整備 ウ 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等の整備 エ 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備 オ 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装に必要な機械、建物等の整備 カ 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備 キ 農業用水の配管・ポンプ等の整備 ク 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備 ケ 販路拡大、鮮度維持等のための施設の整備 コ 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備 サ 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備</p> <p>(2) 簡易な基盤整備 ア 区画整理 農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等</p>	<p>市町村</p>	<p>メニューの欄の3の事業の採択要件は、別記2のⅣに定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。</p>	<p>1/2以内 ただし、農業用機械を対象とする場合にあっては1/3以内 (沖縄県で実施する場合並びに水稲直播機、細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を対象とする場合を除く。)</p>

<p>の整備</p> <p>イ 畦畔整備 畦畔の除去及び改善</p> <p>ウ 用排水整備 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修</p> <p>エ 農道整備 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良</p> <p>オ 農地保全整備 客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備</p> <p>カ 建物用地整備 新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良及び経営多角化のための施設用地の造成</p> <p>キ 交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請</p>			
--	--	--	--

別表 1 の III 生産事業モデル支援タイプ (第 3 関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 推進事業</p> <p>(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化</p> <p>(2) 供給調整機能の具備・強化</p> <p>(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化</p> <p>(4) 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>(5) 効果増進・検証事業</p> <p>(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組</p>	<p>事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社</p> <p>(4) 農業者</p> <p>(5) 農業者の組織する団体</p> <p>(6) 民間事業者 (別記 3 に定めるものに限る。)</p> <p>(7) 特認団体</p> <p>(8) コンソーシアム (別記 3 に定めるものに限る。)</p>	<p>メニューの欄の 1 の事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 協働事業計画が承認されていること。</p> <p>(2) 別記 3 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 生産局長等が別に定める別記 3 に定める要件を満たしていること。</p>	<p>補助率は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (4) まで及び (6) の事業 事業費の 1/2 以内 (ただし、生産局長等が別に定める場合においては、生産局長等が定める額) とする。</p> <p>(5) の事業 定額とする。</p>
<p>2 整備事業推進事業</p> <p>(1) 育苗施設</p> <p>(2) 乾燥調製施設</p> <p>(3) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(4) 農産物処理加工施設</p> <p>(5) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(6) 産地管理施設</p> <p>(7) 用土等供給施設</p> <p>(8) 農作物被害防止施設</p> <p>(9) 生産技術高度化施設</p>	<p>事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 公社</p> <p>(4) 農業者</p> <p>(5) 農業者の組織する団体</p> <p>(6) 民間事業者 (別記 3 に定めるものに限る。)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 協働事業計画が承認されていること。</p> <p>(2) 別記 3 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p>	<p>補助率は事業費の 1/2 以内とする。</p>

(10) 種子種苗生産関連施設	(7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記3に定めるものに限る。）	(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (4) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること	
-----------------	--	--	--

別表1のIV 農業支援サービス事業支援タイプ（第3関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 農業支援サービス事業支援タイプ (1) 農業支援サービス事業の展開に必要な農業用機械等の導入及びリース導入	事業実施主体は次に掲げる者とする (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者 (4) 農業者の組織する団体 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 民間事業者（別記4に定めるものに限る。） (9) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 (10) 特認団体 (11) コンソーシアム（別記4に定めるものに限る。）	別記4に定める基準を満たしていること	1/2以内

(2) 個別表

I 産地競争力の強化を目的とする取組用

(都道府県名： ○○年度)

番号	市町村名	事業実施主体名 (メニュー (対象となる作物(品種を含む)・畜種等も記入すること。))	I 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント										II 達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント					加算ポイント			地域提案及び特認団体					
			類別	成果目標の内容					現況値の内容	ポイント			類別	成果目標の内容				現況値の内容	ポイント			加算ポイントの設定理由	ポイント			
				現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況	合計		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方		事後評価の検証方法	目標			現況	合計	特別	担い手等
			(○○年)	(○○年)				(設定基準・項目)					(○○年)	(○○年)				(設定基準・項目)				1 特別加算ポイントの設定理由				
								(事業実施主体の現況)										(事業実施主体の現況)				2 担い手等加算ポイントの設定理由				
																						3 優先枠加算ポイントの設定理由				

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②に定める類別番号を記入すること。
 3 「目標値」及び「現況値の内容」の欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②の「達成すべき成果目標標準」及び「成果目標に対する現況値」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
 なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
 4 「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法(方法)により検証ができることを記入すること。
 6 「ポイント」の欄は、「配分基準通知」の別表1-2-①から1-2-②より選択した達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値について、対応するポイントを記入すること。
 7 「加算ポイントの設定理由」の欄は、「配分基準通知」の別表3、別表5及び別表6に定める加算ポイントを設定した理由及び対応するポイントを記入すること。
 8 「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
 9 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、「(3)継続事業」に記入し、本表には記載しないこと。

都道府県の優先的加算ポイントを設定した理由

番号	設定理由	ポイント

(注) 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

II 食品流通の合理化を目的とする取組用

(都道府県名： ○○年度)

番号	市町村名	市場名	事業実施主体名	メニュー	I 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										II 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										地域提案及び特認団体	備考			
					類別	成果目標の具体的な内容			加算ポイント	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	ポイント			類別	成果目標の具体的な内容	目標数値			加算ポイント	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	ポイント						
						現状値	目標値	増減率等				目標	加算	合計			現状値	目標値	増減率等				目標	加算			合計		
	○○市	○○市中央卸売市場	○○市	品質・衛生管理高度化施設整備	品質・衛生管理高度化	(物品鮮度の保持)低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率(○○年)	○%	低温売場販売率(○○年)	△%	○%削減	加算ポイントの要件に該当する場合、該当理由を記載すること。				物流効率化	(物流コスト等の削減)物流コストの削減	物流コスト(○○年)	○○千円	物流コスト(○○年)	△△千円	○%削減	加算ポイントの要件に該当する場合、該当理由を記載すること。						

- (注) 1 「番号」の欄については、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「メニュー」の欄については、要綱別表1のIの2のメニュー欄に定める取組を記入すること。
 4 成果目標を2つ設定する場合は、「達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値」のI及びIIの欄にそれぞれ記入すること。
 5 「類別」の欄については、配分基準通知別表2の類別に該当する内容を記入すること。
 6 「成果目標の具体的な内容」の欄については、配分基準通知別表2の内容及び達成すべき成果目標の基準に沿って、記入すること。
 7 「目標数値」の欄については、配分基準通知別表2の達成すべき成果目標基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。
 なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
 8 「加算ポイント」の欄については、配分基準通知別表2の食品流通の合理化に係るポイントの欄の右欄のいずれかの加算に該当する場合に記入すること。
 9 「目標数値の考え方」の欄にあつては、目標値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
 10 「事後評価の検証方法」の欄については、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法により検証ができるものを記入すること。
 11 「ポイント」の欄については、配分基準通知別表2より選択した達成すべき成果目標及び加算に対応するポイントを記入すること。
 12 「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
 13 複数年の事業であつて、2年度目以降の事業を実施する場合は、「(3)継続事業」に記入し、本表には記入しないこと。
 14 配分基準通知別表3のうち「グローバル産地計画」との連携加算ポイントを設定した場合は、備考欄に設定理由を記載すること。

都道府県の優先的的事业加算ポイントを設定した理由

番号	設定理由	ポイント

(注) 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

(3) 継続事業

(都道府県名： ○○年度)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施 主体名	政策目的	達成すべき成果目標		事業内容 (工種、施設区 分、構造、規格、 能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			備考
		開始年度	完了年度			成果目標Ⅰ	成果目標Ⅱ			交付金	都道府県費 市町村費	その他	
					産地競争力 の強化								
					食品流通の 合理化								

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。
また、複数年の事業実施期間中の年度別の計画について、(3)別添に記載すること。
- 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
- 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
- 4 「達成すべき成果目標」の欄については、複数年の事業の1年目において設定した成果目標の内容を記入すること。
なお、複数の成果目標が設定されていた場合は全て記入すること。
- 5 「事業内容」の欄にあっては、要綱別表1に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等
附帯事業の内容等を含めて記入すること。

産地基幹施設等支援タイプ年度別実施計画書

年度別計画表 (事業実施期間を2年以上とする場合に限る。)

(都道府県名: ○○年度)

市町村名	地区名	事業実施 主体名	政策目的	メニュー	事業実施期間		総事業費 (千円)	年度別事業内容及び事業費 (千円)										
					開始年度	完了年度		○○年度 (開始年)			○○年度 (2年目)			○○年度 (3年目)				
								うち 交付金	事業内容	事業費	うち 交付金	事業内容	事業費	うち 交付金	事業内容	事業費	うち 交付金	
					○○年度	○○年度												

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業について記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
 4 「事業内容」の欄については、各年度における施設整備内容等を記入すること。
 5 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

(3)先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表

①事業内容

I-1	融資主体補助型（先進的農業経営確立支援タイプ）
I-2	融資主体補助型（地域担い手育成支援タイプ）
II	条件不利地域型
III	被災農業者支援型

②対象者区分

I 融資主体補助型

番号	区分	備考
1	中心経営体	人・農地プラン作成地区
2	中心経営体であつて機構を活用している者	
3	中心経営体以外	
4	農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者	人・農地プラン作成地区以外

II 条件不利地域型

番号	区分
1	農事組合法人
2	1以外の農地所有適格法人
3	特定農業法人
4	特定農業団体
5	集落営農組織
6	農用地利用改善団体
7	その他法人
8	その他任意団体
9	参入法人
10	農協
11	土地改良区
12	農業委員会
13	第3セクター等

III 被災農業者支援型

番号	区分
1	被災証明を受けた者（農業者）
2	被災証明を受けた者（農業者の組織する団体）

③農業者の詳細
(経営形態の別の区分)

番号	区分
1	法人以外
2	法人

(認定農業者等の区分)

番号	区分
1	認定農業者
2	集落営農組織
3	新規就農者（認定就農者）
4	新規就農者（認定農業者）
5	1、3、4及び6（個人の場合）の者で組織する団体
6	その他

④営農類型

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

⑤整備内容（I 融資主体補助型及びIII被災農業者支援型）

番号	区分	備考	
1	トラクター	農業用機械	
2	コンバイン		
3	田植機		
4	乗用管理機		
5	茶複合管理機		
6	アタッチメント		
7	GPSガイダンス		
8	その他機械		
9	ハウス		生産・流通
10	育苗施設		
11	乾燥調製施設		
12	果樹棚		
13	集出荷施設		
14	その他生産・流通関係施設		
15	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農	
16	畜舎（養豚）		
17	畜舎（養鶏）		
18	畜舎（酪農）		
19	畜舎（その他）		
20	サイロ		
21	堆肥施設		
22	機械（畜産関係）		
23	その他畜産関係施設		
24	農産物加工施設		加工
25	環境衛生施設	その他	
26	ほ場観測施設		
27	中間拠点施設		
28	その他施設等		
29	畦畔除去	土地基盤整備	
30	区画整理		
31	暗渠排水		
32	明渠排水		
33	その他基盤整備		
34	地域提案		地域提案

II 条件不利地域型

番号	区分
1	農業用機械等
2	乾燥調製に必要な乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備
3	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備
4	野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備
5	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備
6	高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備
7	農業用水の配管・ポンプ等の整備
8	防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備
9	販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備
10	地域食料供給に必要な処理加工機械施設の整備
11	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要機器の整備
12	区画整理
13	畦畔整備
14	用排水整備
15	農道整備
16	農地保全整備
17	建物用地整備
18	交換分合

⑥ 金融機関

番号	区分
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	奄美振興基金
7	銀行
8	信用金庫
9	信用組合
10	都道府県
11	市町村

⑦ 融資（資金）種類

番号	区分
1	近代化資金
2	青年等就農資金
3	公庫資金（改良資金）
4	公庫資金（スーパーL）
5	公庫資金（その他）
6	一般資金（プロパー資金）

⑧ コード（成果目標）

I 融資主体補助型

番号	区分	単位
I①	付加価値額の拡大	円
I②	経営面積の拡大	ha
I③	農産物の価値向上	円
I④	単位面積当たり収量の増加	kg
I⑤	経営コストの削減	円
I⑥	農業経営の複合化	
I⑦	農業経営の法人化	

II 条件不利地域型

番号	区分	単位
II①	経営面積の拡大	ha
II②	耕作放棄地の解消	ha
II③	農業の6次産業化	
II④	農産物の高付加価値化	円
II⑤	農業経営の複合化	
II⑥	農業経営の法人化	
II⑦	雇用	人

III 被災農業者支援型

番号	区分	単位
III①	被災農業者の農業経営の維持	人
III②	農業経営の改善を図るための取組	人

3 事業費の内訳（全支援メニュー共通）

（都道府県名： ○○年度）

（1）（目）農業・食品産業強化対策整備交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

（単位：円）

産地基幹施設等 支援タイプ	事業費						都道府県附帯事務費		総計	
	新規事業			継続事業			小計			
	件数	事業費	交付金	件数	継続事業費	交付金	件数	交付金	交付金	交付金
1 産地競争力の強化										
2 食品流通の合理化										
計										

（注）継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

（2）（目）農業・食品産業強化対策推進交付金（先進的農業経営確立支援タイプ）

（単位：円）

先進的農業経営確立 支援タイプ	事業費			附帯事務費				総計	
	件数	事業費	交付金	都道府県附帯事務費		市町村附帯事務費		小計	
				交付金	交付金	交付金	交付金	交付金	交付金
融資主体補助型									
計									

（3）（目）農業・食品産業強化対策推進交付金（地域担い手育成支援タイプ）

（単位：円）

地域担い手育成 支援タイプ	事業費			附帯事務費				総計	
	件数	事業費	交付金	都道府県附帯事務費		市町村附帯事務費		小計	
				交付金	交付金	交付金	交付金	交付金	交付金
1 融資主体補助型									
2 被災農業者支援型									
3 条件不利地域型									
計									

（4）総計

（単位：円）

	事業費			附帯事務費		総計	
	件数	事業費	交付金	交付金	交付金		
					交付金	交付金	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金							
2 農業・食品産業強化対策推進交付金							
計							

4 附帯事務費の内訳表

(1) (目) 農業・食品産業強化対策整備交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)

(都道府県名: ○○年度)

区 分	金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費			
			普通旅費
			日額旅費
			委員等旅費
小計			
賃金等			
給料			
報酬			
職員手当等			
報償費			謝金
需用費			
			消耗品費
			燃料費
			食糧費
			印刷製本費
			修繕費
小計			
役務費			通信運搬費
使用料及び賃借料			
備品購入費			
市町村附帯事務費			
合 計			

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

(2) (目) 農業・食品産業強化対策推進交付金 (先進的農業経営確立支援タイプ)
 ア 都道府県附帯事務費

(都道府県名: ○○年度)

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
給与				
職員手当等				
報酬	委員手当			
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費 自動車損害保険料			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
公課費	自動車重量税			
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

イ 市町村附帯事務費

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

(3) (目) 農業・食品産業強化対策推進交付金 (地域担い手育成支援タイプ)
 ア 都道府県附帯事務費

(都道府県名: ○○年度)

区 分	金額 (千円)	内 容	内 訳
給与			
職員手当等			
報酬	委員手当		
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費		
小計			
賃金			
共済費			
報償費	謝金		
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費		
小計			
役務費	通信運搬費 自動車損害保険料		
使用料及び 賃借料			
備品購入費			
委託料			
公課費	自動車重量税		
合 計			

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

イ 市町村附帯事務費

区 分		金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

別紙様式2号（都道府県向け交付金 第4の2及び3関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省 〇〇
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

県（都道府）知事
氏 名

〇〇年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（都道府県向け交付金）の成果目標の
（変更の）妥当性等の協議について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第4の2及び3に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙様式1号の都道府県事業実施計画を添付すること
 - 2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
 - 3 要綱第4の3に該当する協議がある場合は、都道府県事業実施計画のほか、事業実施主体の事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあつては別紙様式3号の特認団体協議書を、要綱第4の3の（4）に係る協議にあつては理由書を添付すること

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

別紙様式4号（都道府県向け交付金 第7の3及び第8の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省 〇〇
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

県（都道府）知事
氏 名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（都道府県向け交付金）の事業実施状況報告及び評価報告（〇〇年度）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第7の3及び第8の3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式5号を添付すること
2 要綱第7の2及び第8の2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること
3 必要に応じて要綱第7の1及び第8の1の規定による事業実施主体の事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

II 食品流通の合理化を目的とする取組用

市町村名	市場名	事業実施主体名	メニュー	類別	成果目標Ⅰ							成果目標の具体的な実績	類別	成果目標Ⅱ							事業内容(施設区分、構造、規模等)	事業費(円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考			
					事業実施後の状況									事業実施後の状況									交付金	都道府県費	市町村費	その他							
					計画時(△△年)	1年後(□□年)	2年後(◇◇年)	3年後(○○年)	目標値(○○年)	達成率	計画時(△△年)			1年後(□□年)	2年後(◇◇年)	3年後(○○年)	目標値(○○年)	達成率															
〇〇市	〇〇市中央卸売市場	〇〇市	品質・衛生管理高度化施設整備	品質・衛生管理高度化	物品鮮度の保持)低温売場販売率が低温売場面積率を超過	低温売場面積率(△△年)△△%	低温売場販売率(□□年)□□%			低温売場販売率(○○年)○○%	〇%超過	低温売場販売率が低温売場面積率を〇%超過した	物流効率化	(物流コスト等の削減)物流コストの削減	物流コスト(△△年)△△千円	物流コスト(□□年)□□千円			物流コスト(○○年)〇〇千円	〇%削減	物流コストが〇%削減された	卸売場の改良(鉄骨造2階建)(……)											

都道府県平均達成率	〇%	総合所見
-----------	----	------	-------

- (注) 1 別紙様式1号の1の(2)のIIに準じて作成すること。
 2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

(2)先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表

① コード

I 融資主体補助型

番号	目標	単位
I①	付加価値額の拡大	円
I②	経営面積の拡大	ha
I③	農産物の価値向上	円
I④	単位面積当たり収量の増加	kg
I⑤	経営コストの縮減	円
I⑥	農業経営の複合化	
I⑦	農業経営の法人化	

II 条件不利地域型

番号	目標	単位
II①	経営面積の拡大	ha
II②	耕作放棄地の解消	ha
II③	農業の6次産業化	
II④	農産物の高付加価値化	円
II⑤	農業経営の複合化	
II⑥	農業経営の法人化	
II⑦	雇用	人

III被災農業者支援型

番号	目標	単位
III①	被災農業者の農業経営の維持	人
III②	農業経営の改善を図るための取組	人

⑤整備内容（I 融資主体補助型及びIII被災農業者支援型）

番号	区分	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	
9	ハウス	生産・流通
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設	
12	果樹棚	
13	集出荷施設	
14	その他生産・流通関係施設	
15	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農
16	畜舎（養豚）	
17	畜舎（養鶏）	
18	畜舎（酪農）	
19	畜舎（その他）	
20	サイロ	
21	堆肥施設	
22	機械（畜産関係）	
23	その他畜産関係施設	
24	農産物加工施設	加工
25	環境衛生施設	その他
26	ほ場観測施設	
27	中間拠点施設	
28	その他施設等	
29	畦畔除去	土地基盤整備
30	区画整理	
31	暗渠排水	
32	明渠排水	
33	その他基盤整備	
34	地域提案	地域提案

II 条件不利地域型

番号	区分
1	農業用機械等
2	乾燥調製に必要な乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備
3	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備
4	野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備
5	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備
6	高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備
7	農業用水の配管・ポンプ等の整備
8	防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備
9	販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備
10	地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備
11	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備
12	区画整理
13	畦畔整備
14	用排水整備
15	農道整備
16	農地保全整備
17	建物用地整備
18	交換分合

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（実施要綱別記ⅢのⅡ推進事業の第1の3の（6）の取組）を実施する場合は、以下も記載。

GFP登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）GFPに登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

（注）別記3のⅡ推進事業の第4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化					
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調整体制の確立					
イ 生育予測システム等の導入					
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備					
エ 新たな栽培技術等の導入・普及					
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化					
(2) 供給調整機能の具備・強化					
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立					
イ 集出荷調整機能の高度化					
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化					
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入					
イ 新品種等現地適応性試験の実施					
ウ 導入品種等の加工等適性試験					
エ 品質管理、物流の効率化					
オ 高品質・低コスト流通システムの導入					
カ 輸出対応型産地の育成					
(4) 農業機械等の導入及びリース導入					
(5) 効果増進・検証事業					
ア 計画策定及び効果検証の取組					
イ 技術等の実証の取組					
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額（円）	内訳	備考（経費の必要性和当該事業の関連性等）
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調整体制の確立 費目			
イ 生育予測システム等の導入 費目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備 費目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及 費目			
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化 費目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立 費目			
イ 集出荷調整機能の高度化 費目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入 費目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施 費目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験 費目			
エ 品質管理、物流の効率化 費目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入 費目			
カ 輸出対応型産地の育成 費目			
(4) 農業機械等の導入及びリース導入 費目			
(5) 効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組 費目			
イ 技術等の実証の取組 費目			
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組 費目			
合計			

(注1) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

(注2) 「費目」欄には、実施要綱別記3の別表1に掲げる費目を記入すること。

(注3) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式1号の2別添2

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調全体制の確立

① 労働力調全体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(2) 生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

① 担い手不在地域・農地等の参入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

添付書類 人・農地プランや農地台帳等、担い手不在地域や拠点事業者等の農地の利用集積状況がわかるもの

別紙様式1号の2別添3

2. 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式1号の2別添4

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・ 地域名	対象品目名

② 輸出拡大に当たっての課題

--

※①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

--

※課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式1号の2別添5

4. 農業機械等の導入及びリース導入
 (1) 農業機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)				
購入価格(税抜き)	[1]				(円)
	うちオプション分 (税抜き)				(円)
購入価格(税込み)	[2]				(円)
購入費助成申請額	[3]				(円)
購入物件保管場所					
備考					

注1: 「購入価格(税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を控除した価格を記入してください。

注2: 「購入費助成申請額」欄には、[1]×1/2以内の額を記入してください。

注3: 「備考」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を記入してください。

注4: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② 農業用機械の導入にあつては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容			事業費 (円)	うち助成金申請額 (円)	備考
具体的内容(資材の名称等を具体的内容を記載)	個数、面積又は員数 等	単価			
合計					

注: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他地方農政局長が必要と認める資料

(3) 農業機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注:対象農業機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業機械等の規模決定根拠

農業機械等の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械等の能力を決定(導入する農業機械等の能力、台数、単価等)した
計算過程をその根拠となる農業機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年 月	～	年 月	（月）	備考
	リース借受日から○年間（※2）				（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①				（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②				（円）	
リース料助成申請額	③				（円）	
リース諸費用（消費税抜き）	④				（円）	
消費税	⑤				（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤				（円）		
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。						
I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 1/2 以内		II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し、費用対効果分析、その他地方農政局長が必要と認める資料等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

3. その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

4. 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

別紙様式1号の2別添6

5. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施 主体名	対象 作物名	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 (実証リース機械(能力、台数)等)	総事業費			備考
							(円)	国費	自己資金	
計										
計										
合計										

(注1) 「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の○の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

(注2) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
 ※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
 ※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後						
				事業実施年 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)		
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			0 kg	0 %	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2年目 (○年度)				3年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「-」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前 (○年度)		2年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費				完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	都道府県費	市町村費			

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円	千円	
		上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha,t,m ² 等		
		(上限事業費) 千円/ha,t,m ² 等		

(注1)施設名は、要領〇に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、要領別紙2に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の要領〇に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

8 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

9 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

10 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	○○	○○	○○	○○	○○
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
- ⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

事業計画書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

代表機関名：

1 事業実施主体

代表者名	〇〇（代表機関名・役職） 〇〇 〇〇（氏名）
------	------------------------

構成員	
オブザーバー	

※構成員が複数いる又はオブザーバーがいる場合、実施体制及び役割分担が分かる資料を添付すること。

目標年度	〇〇年度	※事業実施年度の翌々年度とする。
------	------	------------------

2 農業支援サービスの育成・普及に向けた取組方針

公募要領の審査の基準も踏まえ、以下の（１）から（３）全てを記載すること。

（１）活動の事業性・取組の実現性

事前調査において〇〇件のニーズを把握しており、将来的に〇〇なため事業として成り立つ 〇〇を担ってきた組織があり、〇〇の経験を〇年持つ人員が〇〇人いる体制で取り組む 等
--

（２）農業現場への裨益度

〇〇という課題のある農家を対象とした〇〇する取組であり、〇〇のコストの〇%程度の低減が期待できる。 〇〇という一部の地域だけではなく同様の課題を持つ〇〇といった地域にも展開可能である これまで〇〇という課題から限界のあった〇〇について、この取組により〇〇となることが期待できる 等
--

（３）取組内容・技術等の新規性

農業現場においては〇〇が一般的であったところ、〇〇に取り組むものである これまで、〇〇にしか使われてこなかった〇〇を農業に応用するものである 等

（４）その他（農業競争力強化支援法に基づく参入計画の認定を受けていれば、その旨をご記載ください）

--

3 目標年度までの年度活動計画

1年目：○年度の活動計画
2年目：○年度の活動計画
3年目：○年度の活動計画
その他

4 農業支援サービスの育成・普及に向けた事業目標

(1) から (3) までのいずれかを選択

(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標

	○年度 (現状)	○年度 (事業実施年度)	○年度	○年度 (目標年度)
経営体数				

(2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標

	○年度 (現状)	○年度 (事業実施年度)	○年度	○年度 (目標年度)
農地面積 (ha)				

(3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標

	○年度 (現状)	○年度 (事業実施年度)	○年度	○年度 (目標年度)
売上 (万円)				

(参考) 想定している地域等 (任意)

--

5 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	実施時期	単価、台数等	補助事業に要する 経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
ア 農業用機械等のリース導入						
イ 農業用機械等の取得						
合計						

※1：取組を行うメニューについて、適宜、行を追加して記入すること。

※2：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※3：各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。基礎等は別添資料でも可。

(2) 事業完了(予定)年月日 年 月 日

(3) 添付書類 (添付書類名を記載すること。)

1. 事業の実施体制
2. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案) (又は写し)
3. 財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かる資料
4. その他事業計画の内容を補足する資料(任意)

--

6 活動評価と改善の方法

(1) 評価

[Empty yellow box for evaluation details]

(2) 評価に対する改善体制・方法等

[Empty yellow box for improvement system and methods]

別紙様式2号の2（国直接採択事業 第4の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）
事業実施主体計画の（変更）承認申請について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第4の2に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式1号の2の事業実施計画を添付すること
2 特認団体の協議にあつては別紙様式3号の2の特認団体協議書を添付すること

別紙様式2号の3（国直接採択事業 第4の5関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第4の5に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式2号の4（国直接採択事業 第4の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

〇〇年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）
事業実施主体計画の（変更）承認申請について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第4の2に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式1号の3の事業実施計画を添付すること
2 特認団体の協議にあつては別紙様式3号の2の特認団体協議書を添付すること

別紙様式2号の5（国直接採択事業 第4の5関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所在地
氏名

〇〇年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第4の5に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

別紙様式4号の2（国直接採択事業 第7の1及び第8の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）の事業実施状況報告及び評価報告（〇〇年度）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第7の1及び第8の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式1号の2を添付すること
2 要綱第7の1及び第8の2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること

別紙様式4号の3（国直接採択事業 第7の1及び第8の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）の事業実施状況報告及び評価報告（〇〇年度）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第7の1及び第8の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 実施状況報告の場合は、関係書類として、別紙様式5号の2を添付すること
2 評価報告の場合は、関係書類として、別紙様式第5号の3を添付すること
3 要綱第7の1及び第8の2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

年度 事業実施状況報告

策定年度： 年度

目標年度： 年度

事業実施主体名：

代表機関名：

1 成果目標の達成状況

(1) から (3) のいずれかを選択

(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農業者等に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	○年度 (当該年度)	達成率 (%)
経営体数				

(2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	○年度 (当該年度)	達成率 (%)
農地面積 (ha)				

(3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	○年度 (当該年度)	達成率 (%)
売上 (万円)				

(参考) 想定している地域等 (任意)

--

2 年度活動計画の進捗状況

1年目：○年度の活動計画	
2年目：○年度の活動計画	
3年目：○年度の活動計画	
その他	

事業実施主体名	
---------	--

1 成果目標の達成状況
(1) から (3) までのいずれかを選択

(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営対数に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	達成率 (%)	(参考) 目標値
経営体数				

(2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	達成率 (%)	(参考) 目標値
農地面積 (ha)				

(3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標の達成状況

	○年度 (事業開始前の現状)	○年度 (目標年度)	達成率 (%)	(参考) 目標値
売上 (万円)				

2 取組の総評 (事業実施主体記入欄)

--

3 取組の総評 (生産局記入欄)

--

別記3 生産事業モデル支援タイプ

I 共通事項

第1 目的

地域農業者の減少や天候不順の多発等を克服しながら国産品への需要を満たす生産・供給主体の確保が急務であるため、拠点となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成が必要である。

このため、「協働事業計画に係る承認規程」（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知。以下「承認規程」という。）に基づき承認された協働事業計画（計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかの10%以上拡大を到達目標に掲げた取組をいう。以下同じ。）に定める取組に対して支援する。

第2 拠点事業者及び連携者の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者（承認規程第2に規定する拠点事業者をいう。以下同じ。）は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、生産事業モデルに向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講ずる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業実施により、次の（1）から（3）までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。
 - （1）生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・担い手不在地域への参入等を含む面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）
 - （2）供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）
 - （3）実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第3 事業実施主体

- 1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた拠点事業者であって、実施要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の（1）から（7）に定める者又は拠点事業者

が参画する実施要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)のコンソーシアムとする。

- 2 本要綱別表1のⅢの事業実施主体の欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、別記3のⅢの第1の2から5を整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。

(1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

(2) 以下のア及びイを満たすこと。

ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

(3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

- 3 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(2) その他事業目的に資するものとして都道府県知事が認める団体

- 4 本要綱別表1のⅢの事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

(2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

(3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第4 対象品目

本事業の助成の対象となる対象品目は、野菜、果樹、花き、土地利用型作物及び畑作物・地域特産作物とする。

第5 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

- (1) 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。
- (2) 事業により期待される効果に関すること。
- (3) 事業実施の成果目標に関すること。

第6 事業の内容等

- 1 推進事業
Ⅱのとおりとする。
- 2 整備事業
Ⅲのとおりとする。

第7 目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

第8 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が交付要綱、実施要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 3 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 4 モデル育成及びその全国的展開を図るためのデータ提供等への協力及び事業効果の検証に協力するものとする。
- 5 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。
ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 6 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

II 推進事業

第1 補助対象とする取組の内容

1 生産安定・効率化機能の具備・強化

- (1) 労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調整体制の確立
農作業・出荷作業の代行、農業機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。
- (2) 生育予測システム等の導入
実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システム、出荷予測システムの導入等の取組。
- (3) 種子・種苗等の供給体制の整備
実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するための生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。
- (4) 新たな栽培技術等の導入・普及
低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。
- (5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化
人・農地プランの実質化（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）の2の（1）、同3、同4及び同5の（1）に規定する取組。以下同じ。）に伴い、集落内の話し合いの結果明らかになった課題への対応のための集落外部からの新たな担い手又は集落内の既存の担い手による農地等の追加的な引き受けに必要な取組。

2 供給調整機能の具備・強化

- (1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るための予冷・貯蔵庫の導入及び冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。
- (2) 集出荷調整機能の高度化
安定的かつ効率的な流通体制の構築を図るための広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

3 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

- (1) GAP・トレーサビリティ手法の導入
生産から流通までの安全・安心の確保のためのGAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。
- (2) 新品種等現地適応性試験の実施
実需者が求める加工等適性が高い新品種、新技術等の導入の取組。
- (3) 導入品種等の加工等適性試験
導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。
- (4) 品質管理、物流の効率化
実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。
- (5) 高品質・低コスト流通システムの構築の取組
産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。
- (6) 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

4 農業機械等の導入及びリース導入

1 から 3 までの取組を行うにあたり、安定的な生産・供給対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CA コンテナ、機器等のリース等による導入。

5 効果増進・検証事業

1 から 3 までの取組を行うにあたり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。
なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

(1) 計画策定及び効果検証の取組

(2) 技術等の実証の取組

6 その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、生産局長が認めるもの。

第2 補助対象経費

1 本事業の補助対象経費（第1の4及び5の取組を除く。）は、別表12-1に掲げるとおりとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表12-1の費目ごとに整理するとともに、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 第1の5の取組における補助対象経費は、以下に掲げるものとする。

(1) 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表12-1に掲げるもののうち、次のアからオまでの経費を補助対象とする。

ア 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

イ 謝金

講師に対する謝金等

ウ 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

エ 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

オ 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

(2) 技術実証に要する経費

ア 農業機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業機械等のレンタル及びリースに要する経費

イ 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

3 次の経費は、助成対象としない。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

(3) 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

第3 補助率

1 第1の1から4までの取組の補助率は、1/2以内とする。

- 2 第1の5の取組の補助率は、定額とする。
- 3 1協働事業計画当たりの単年度の補助限度額は、5千万円とする。

第4 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

第5 採択基準

実施要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表12-2の「推進事業の配分基準について」より選定するものとする。

第6 補助対象基準

- 1 第1の3の(6)に取り組む者にあつては、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 2 第1の4に取り組む場合
 - (1) 共通
 - ア 事業実施主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
 - イ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
 - ウ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - エ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
 - オ 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
 - カ 次の経費は、助成対象としない。
 - a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - b 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費
 - c 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - d 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費

e 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

キ 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

(2) 農業用機械を導入する場合

ア 助成対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。

イ 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

ウ 農業用機械の導入を行った場合は、交付要綱第20条に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－助成金) / 当該農業用機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

オ 農業用機械を導入する場合は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について（平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局長、農林水産省政策統括官通知。以下「費用対効果分析通知」という。）により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(3) 農業機械等をリース導入する場合

ア 農業機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）

3 第1の5に取り組む場合

農業機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

4 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

- (1) 助成対象は、生産事業モデルに対応できる拠点事業者の育成に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。
- (2) 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
- (3) 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

Ⅲ 整備事業

第1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要な次の施設等の整備。

- 1 育苗施設
- 2 乾燥調製施設
- 3 穀類乾燥調製貯蔵施設
- 4 農産物処理加工施設
- 5 集出荷貯蔵施設
- 6 産地管理施設
- 7 用土等供給施設
- 8 農作物被害防止施設
- 9 生産技術高度化施設
- 10 種子種苗生産関連施設

第2 対象地域

- 1 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、第1の9の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- 2 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、耐用年数が10年以内(ただし、本要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の5の産地基幹施設等の基準に記載されているものを除く。)のものに限ることとする。

第3 補助率

- 1 整備事業の補助率は、1/2以内とする。
- 2 1年度当たり上限要望額は20億円以内とする。

第4 上限事業費

整備事業の施設別上限事業費は、本要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)とし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

第5 成果目標

整備事業の成果目標は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について(平成31年4月1日付け30生産第2219号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準」という。)の別表1-1-①において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

なお、成果目標基準の設定に当たっては、以下のメニューとする。

- 1 土地利用型作物

- 2 畑作物・地域特産物
- 3 果樹
- 4 野菜
- 5 花き
- 6 国産原材料サプライチェーン構築
- 7 農畜産物輸出に向けた体制整備

第6 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について（平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局長、農林水産省政策統括官通知。以下「費用対効果分析通知」という。）により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

第7 施設の補助対象基準

- 1 整備事業で整備する施設については、本要綱別記1のIIのII-1の第2の5に定める各施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- 2 事業実施主体が、自己資金若しくはほかの助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- 3 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 4 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- 5 地方農政局長等は、本要綱第8による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号の3に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

- (1) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合
 - (2) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合
- 6 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- 7 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。
- 8 施設の附属施設のみでの整備は、補助の対象外とするものとする。
- 9 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。
- 10 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - (2) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
 - (3) 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
 - (4) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - (5) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 11 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- 12 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- 13 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 14 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。
- 15 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- 16 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - (1) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

- (2) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - (3) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
 - (4) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- 17 整備事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知(以下「事務取扱」という。))を準用するものとする。

第8 留意事項

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設(以下「施設」という。)の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」(平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知)等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

4 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

5 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の活用を努めるものとする。

6 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることと適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額補助金事業の取扱い

定額補助金の事業については、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

(5) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

7 G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

8 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

9 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表12-1 推進事業の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給) 及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金、報酬等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金、報酬等の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員(フルタイム) に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年5月17日法律第29号。以下「改正法」という。)」による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。

			<ul style="list-style-type: none"> ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。

事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械 ・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置したコンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行う	

		ための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
	謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	委託費	・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的 ・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
	役務費	・事業を実施するために直接必要	

		かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあつては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリースレンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業者の会計と区分することとする。

別表12-2 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）
<ul style="list-style-type: none"> ・販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率 <ul style="list-style-type: none"> 100%以上・・・10ポイント 95%以上・・・8ポイント 90%以上・・・6ポイント 85%以上・・・4ポイント 80%以上・・・2ポイント ・労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> 15%以上・・・10ポイント 13%以上・・・8ポイント 10%以上・・・6ポイント 8%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント

別紙様式6号の3（別記3のⅢの第7の4関係）

〇〇地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において実施した強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、下記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の1、3、4、5に記入すること。

記

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3. 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、実施要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4. 改善方策

(実施要綱第7の1に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策 定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 作付率、利用率は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする。
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。